

【第26条（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）】

（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）

第26条 火消つぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第22条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔平成26年条例第41号〕

【趣旨】

本条は、いわゆる「火消つぼ」の取扱いの基準について定めたものである。

「火消つぼ」とは、おき火を中に入れ、蓋をして密閉することで空気の供給を断ち、火を消すための器具である。火消つぼが故障や破損したものであれば、その本来目的は達成できず、かえって火災危険が大きくなる可能性がある。このことから、昭和37年の条例全部改正により本条を設けたものである。

【解説】

1 火消つぼを使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
□	バーベキューに使用した炭の残りを火消つぼに入れて物置に保管する際、段ボールが接触していたことに気付かずそのままにしたことで、段ボールが着火し、火災化する。	・可燃物と接触しないようにすること。
□	ステンレス製の火消つぼを飲食店の壁際で長期間使用していたため、火消つぼの輻射熱によって壁の中の木材が徐々に炭化し、時間経過に伴って低温着火し、火災化する。	・壁などの可燃物に熱が伝わらないよう距離を確保すること。

火消つぼを使用することによる火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心して火消つぼを使用するためには、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

2 火消つぼの使用中は、ある程度の温度上昇が生ずるものであるため、使用に際しては、可燃物から安全な離隔距離を保有すること、可燃性のガス等に対して引火源となることを避けることが必要である。よって、第22条（液体燃料を使用する器具）第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用している。具体的に準用される規定の概要については、以下のとおりである。各規定の詳細は、第22条【解説】を参照すること。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から、火災予防上安全な距離として消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。（第22条第1項第1号関係）
- (2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。（第22条第1項第2号関係）
- (3) 容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。（第22条第1項第3号関係）
- (4) 地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのないような状態で使用すること。（第22条第1項第4号関係）
- (5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。（第22条第1項第5号関係）
- (6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。（第22条第1項第6号関係）
- (7) 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。（第22条第1項第7号関係）
- (8) 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。（第22条第1項第9号関係）
- (9) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつ

【第26条（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）】

ては、消火器の準備をした上で使用すること。（第22条第1項第9号の2関係）

- 3 準用規定のうち、2（1）（第22条第1項第1号関係）は、①別表第3の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離、②対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離のうち、「火災予防上安全な距離」として消防署長が認める距離以上の距離を保つこととなっている。この場合、火消つばに関しては、炭を入れるなどの使用直後は相当な熱があること、それ自体は火を出していないが、可燃物が接していると火災化する可能性があることから、別表第3「移動式こんろ」（不燃以外）に準じて周囲に15センチメートル以上の距離を設けておくことが望ましい（下表参照）。

●移動式こんろ

種類	入力	距離（センチメートル）			
		上方	側方	前方	後方
不燃以外	6キロワット以下	100	15	15	15
不燃	6キロワット以下	80	0	—	0

備考

- （1）「不燃以外」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品である場合をいう。
- （2）「不燃」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合をいう。
- （3）距離（センチメートル）欄の「—」は、種類欄に掲げる設備又は器具の構造、使用実態等から、離隔距離を定めないことを示す。